

岐阜薬科大学教員選考規程

制定 平成25年11月20日

改正 平成27年 3月 4日

令和元年 5月15日

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条第5項の規定に基づき、岐阜薬科大学（以下「本学」という。）の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の採用及び昇任のための選考（以下「選考」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(選考の目的)

第2条 教員の選考は、人格及び見識ともに優れ、本学の基本理念に鑑み、薬と健康についての高度な研究に支えられた教育を行うために不可欠な優秀な人材を確保することを目的とする。

(選考の方法)

第3条 教員の選考は、次条から第8条までに規定する資格のいずれかを有し、かつ、人格、学歴、職歴、学会及び社会における活動、職務上の実績等が本学の教員として適すると認められた者のうちから、教授会の意見を聴いて学長が行う。

2 教員の選考は、公募によることを原則とする。ただし、昇任の場合は、この限りではない。

(教授の資格)

第4条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識、技能及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第5条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において准教授、専任の講師、助教又はこれに準ずる教員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第6条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第4条又は前条に規定する教授または准教授となることのできる者

(2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第7条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 第4条各号又は第5条各号のいずれかに該当する者

(2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(3) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第8条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学士の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成25年11月20日から施行する。

2 岐阜薬科大学教授選考委員会規程、岐阜薬科大学教授選考内規、岐阜薬科大学教員選考基準及び岐阜薬科大学教員の公募による選考に関する内規は、廃止する。

3 この規程の施行前に選考を開始した教員の選考については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に選考を開始した教員の選考については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年5月15日から施行する。